

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜日）	担当課名 班名	TEL	発表者 （担当班長・主幹名）	その他 配付先
R1 11/29(金)	教職員課 人事班	5657(内線) 078-362-3751(直通)	事務局参事兼教職員課長 八木 康文 (人事班長 山本 浩一)	—

## ハラスメント対策の強化

県教育委員会所管の県立学校、事務局、市町立学校が、ハラスメントのない風通しのよい職場となるよう、総合的な対策を検討し実施する組織を新たに設置するとともに、防止指針の改定と職員研修の充実を図る。

とくに、教職員、保護者のほか学校関係者以外から、秘密が厳守される中で、弁護士、臨床心理士等の専門家による対応も可能である相談窓口について改めて広く周知するとともに積極的な活用を促す。

### 1 組織等の設置

#### (1) 県教育委員会ハラスメント対策本部の設置

防止対策（ハラスメント防止指針の改定、処分基準の見直し等）及び重大事案発生時の対応を検討し実施する対策本部を設置する。

- ・構成員 本部長(教育長)、副本部長(教育次長)、本部員(関係課長)、統括部長(教職員課企画・調整参事)
- ・設置時期 令和元年12月1日

#### (2) 担当部署の設置

ハラスメント担当の設置（教職員課企画・調整担当参事が兼務）

- ・設置時期 令和元年12月1日

### 2 防止対策

#### (1) パワハラ防止指針の改定

女性活躍・ハラスメント規制法等を踏まえ、現指針を改定

#### (2) 職員研修の充実

##### ① 管理職のリーダーシップを高める研修の実施

〔対象者〕 管理職

##### ② ハラスメント防止研修の実施

〔対象者〕 一般教職員（10年次研修等の階層別研修等において実施）

〔内容〕 ハラスメント防止指針周知・啓発、各所属相談担当者及び各種相談窓口の活用周知

### (3) 相談窓口の充実等

教職員相談の休日開設を試行実施するほか、相談窓口一覧を掲載したチラシ、ポスターを作成し、教職員、保護者等に配付して既存の相談窓口の活用と全ての相談窓口で秘密は厳守されることを周知

#### **職員向け相談窓口**

- ・ **教職員相談**（教員OBによる電話・面談・メール相談）  
〔主な相談内容〕職務上の問題、職場の人間関係、家庭事情 等  
〔開設日時等〕平日 10 時～17 時 県庁 3 号館 8 階教職員相談室  
・ 休日の電話・メールによる相談窓口を開設：12 月 14 日（土）  
・ 弁護士による専門相談にも対応
- ・ **教職員メンタルヘルス相談**（臨床心理士による電話・面談・メール相談）  
〔主な相談内容〕こころの健康、復職後の不安 等  
〔開設日時等〕平日 9 時～17 時 県庁 1 号館別館
- ・ **教育事務所「教育相談窓口」**（指導主事・教職員OB等による面談）  
〔主な相談内容〕保護者等の対応、児童生徒の問題行動 等  
〔開設日時等〕月 1～2 回程度 ※受付随時 県下の全教育事務所
- ・ **電話相談・直行メール**  
〔主な相談内容〕職務上の問題、職場の人間関係 等  
〔開設日時等〕平日 9 時～17 時 県教委総務課又は教職員課
- ・ **職員公益通報（県費負担教職員は市町教委窓口が担当）**  
〔主な相談内容〕法令違反や職務上の義務違反又はこれらに至るおそれがあるもの 等  
〔開設日時等〕平日 9 時～17 時 県教委総務課公益通報担当

#### **保護者・県民向け相談窓口**

学校関係者以外からの教職員、児童生徒等、学校に関わる事項の相談に対応

- ・ **ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談**  
〔主な相談内容〕日常生活の中の地域の安全安心にかかる事項 等  
〔開設日時等〕平日 9 時～16 時 企画県民部県民生活局地域安全課  
※保護者・学校関係者に限らず、どなたでも相談が可能  
※相談内容に応じて迅速・適切に相談窓口を紹介、相談内容を引き継ぐ
- ・ **教育事務所「教育相談窓口」**（再掲）

### (4) 迅速かつ厳正な処分

職員間のハラスメント行為について、事実関係を速やかに把握し、迅速かつ厳正に処分を実施